

## 福井市地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福井市民が清潔で美しい地域づくりを自ら実践し、快適な生活環境を創造するとともに、本市を訪れる人たちへのおもてなしの質を高めることの一助とするため、地区自治会連合会（以下「連合会」という。）に対し、地域でのごみ減量化、ごみの適正処理、清掃美化等を推進するための協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 自治会等が管理するごみ集積所であって、ごみ収集車がごみを収集するまで一時的に保管をする場所をいう。
- (2) ごみカレンダー 各家庭からごみステーションにごみを排出する日が記載されたカレンダーであって、連合会が作成するものをいう。
- (3) 世帯数 協力金交付年度の前年度の1月1日に福井市住民基本台帳に登録された世帯数をいう。

### (事業実施期間)

第3条 協力金の事業実施期間は当該年度4月1日から翌年3月31日とする。

### (対象経費)

第4条 協力金の交付対象となる事業は、他の補助制度等を受けていない事業であって、連合会が行う「ごみの減量や適正処理を進めるための事業」及び「地域の清掃美化を進めるための事業」とし、その交付対象となる経費は、次の表に掲げるものとする。

事業	費目	対象経費
①ごみ減量化や適正処理を進めるための事業 ②地域の清掃美化を進めるための事業	印刷費	ごみカレンダーの作成、説明会や啓発活動のちらし等作成など
	消耗品費	清掃活動等に伴うもの（ごみ袋、軍手、鎌、飲み物など） 啓発活動に伴うもの（看板、啓発用粗品など） 花壇整備に伴うもの（花苗、培養土、肥料など） その他コピー用紙、文具などの事務費
	備品費	清掃活動に伴うもの（草刈機、スコップなど）であって、年間5万円まで
	使用料	啓発活動に伴うもので年間5万円まで（研修会場借り上げなど） 清掃活動に伴う器具・車両及び重機借上料（燃料費含む）
	処理費	清掃活動に伴うごみの処分費、処理業者委託料など
	通信費	清掃活動・啓発活動に必要な郵便代
	保険料	活動に伴うボランティア保険、行事保険 借上車両の車両保険など
	報償費	啓発活動に伴う講師謝礼等であって、1講師につき2万円まで
	修繕費	備品やごみステーションの補修費等

### (協力金の交付額と使途)

第5条 協力金の交付額は、次の表に掲げる額の合計を1連合会当たりの上限とし、予

算の範囲内で交付する。

事業	地区ごとの協力金算定の条件	協力金の額
① ごみ減量化や適正処理を進めるための事業 ② 地域の清掃美化を進めるための事業	1,000世帯未満	100,000円
	1,000世帯以上3,000世帯未満	120,000円
	3,000世帯以上	140,000円
	全ての地区で一律の均等額	45,000円
	1世帯当たり単価 55円を基準とした額	単価を地区の世帯数に乗じて算出した額 (100円未満切り捨て)

2 協力金を自治会が実施する活動の支援に充てる場合は、次の表に掲げる額を上限とする。

事業	費目	支援の上限額
①ごみ減量化や適正処理を進めるための事業 ②地域の清掃美化を進めるための事業	印刷費	1自治会当たり2万円まで
	消耗品費	1自治会当たり2万円まで
	備品費	自治会への支援は不可
	使用料	1自治会当たり3万円まで ただし、清掃活動に伴う器具・車両および重機借上料（燃料費含む）のみ対象とする
	処理費	1自治会当たり3万円まで
	通信費	自治会への支援は不可
	保険料	1自治会当たり2万円まで
	報償費	自治会への支援は不可
	修繕費	1自治会当たり3万円まで

3 協力金を次の各号に掲げる事業等に充てることはできないものとする。

- (1) 市や他の団体等の補助金等を受ける事業
- (2) ごみステーションの製作又は購入の費用
- (3) 自治会に対し、用途を明確にせず、又は一律に金額を配分するような支援・助成
- (4) 次年度以降に実施を予定する事業のための積立金等
- (5) 協力金残高の次年度への繰越
- (6) その他第1条の趣旨に適合しない事業に要する費用

(交付の申請)

第6条 協力金の交付を申請しようとする連合会は、減量化・清掃美化等対策協力金交付申請書（様式第1号）に減量化・清掃美化等対策協力金事業計画書（様式第2号）と減量化・清掃美化等対策協力金事業収支予算書（様式第3号）を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により協力金の交付の決定をしたときは、協力金の交付を申請した連合会に対して、減量化・清掃美化等対策協力金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条による通知を受けた連合会が協力金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、当該通知書を受領した日から起算して10日以内に減量化・清掃美化等対策協力金交付請求書（様式第5号）により協力金の交付を請求するものとする。

2 第9条第2項による通知を受けた連合会は、変更後の決定金額が既に交付している協力金の額を超える場合は、規則第14条の規定により、当該通知書を受領した日から起算して10日以内に減量化・清掃美化等対策協力金交付請求書（様式第5号）により協力金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに協力金を交付するものとする。

（事業内容の変更、中止等）

第9条 協力金の交付の決定を受けた連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に減量化・清掃美化等対策協力金事業（変更・中止）承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を得なければならない。

(1) 交付決定に係る事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は対象事業経費を変更しようとするとき（市長が軽微な変更と認める場合を除く。）。

(2) 交付決定事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、減量化・清掃美化等対策協力金事業（変更・中止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（事業完了の報告）

第10条 協力金の交付の決定を受けた連合会は、事業実施期間が終了したときは、減量化・清掃美化等対策協力金事業完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類等を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) 減量化・清掃美化等対策協力金事業収支決算書（様式第9号）及び経費の支出が確認できる書類（領収書等）

(3) 実施した活動や事業の内容を記載した書類

(4) 活動や事業の状況を記録した写真、購入備品の写真等

2 自治会の活動に支援した場合にあっては、当該自治会から当該活動や事業の内容を記載した書類と活動や事業の状況を記録した写真、並びに経費の支出が確認できる書類（領収書等）を徴収し、前項の事業完了報告書（様式第8号）に添えて提出しなければならない。

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の事業完了報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、額を確定し、減量化・清掃美化等対策協力金交付額確定通知書（様式第10号）により、当該事業完了報告書を提出した連合会に通知するものとする。

（協力金の返還等）

第12条 市長は、第9条第2項の規定により額を決定した場合と、前条の規定により額を決定した場合において、既にその額を超える協力金が交付されているときは、期限を定めて、その差額の返還を命じるものとする。

2 連合会が虚偽の申請によって不当に協力金の交付を受けたときは、既に交付を受け

た協力金はこれを返還させることとし、虚偽の事実が判明した年度及び次年度以降5年間は、当該連合会からの協力金の申請を認めないものとする。

(関係図書の保存)

第13条 連合会は、協力金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた協力金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

福井市長

あて

申請者

団 体 名

代表者住所

代 表 者 名

（代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。）

担 当 者 名

担当者連絡先

地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金交付申請書

福井市地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金交付要綱第6条の規定により、下記のとおりみだしの協力金の交付を申請します。

記

1. 交付申請額

円

2. 交付の対象となる事業の期間

年 月 日から

年 月 日まで

3. 添付書類

(1) 地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業計画書（様式第2号）

(2) 地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業収支予算書（様式第3号）

様式第2号（第6条関係）

年度地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業計画書

地区名

地区

	事業名	事業概要 (事業内容、実施時期・箇所など詳細に記載)
①	ごみ減量化や適正処理をすすめるための事業 ・ごみカレンダー作成 （作成枚数、配布時期等） ・啓発活動等	
②	地域の清掃美化を進めるための事業 ・公園・河川などの清掃 ・不法投棄処理等 ・花壇整備 ・その他環境美化活動	
③	自治会への支援 ・ごみステーション補修 ・不法投棄処理等 ・公園・河川などの清掃 ・その他清掃美化活動	

様式第3号（第6条関係）

年度地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業収支予算書

事業実施期間： 年 月～ 年 月

地区名 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_

1. 収入（単位：円）

	金額	内 訳
地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金		市からの協力金
自治会連合会		
合 計		

2. 支出（単位：円）

事業名	事業内容	地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金	自治会連合会	内訳（詳細にお書きください）
①ごみ減量化や適正処理をすすめるための事業	ごみカレンダー作成			
	啓発活動			
	その他			
②地域の清掃美化を進めるための事業	公園・河川などの清掃			
	不法投棄処理等			
	花壇整備			
	その他清掃美化活動			
③自治会への支援				
小 計				
合 計				

※収入の合計・支出の合計はそれぞれ一致すること

様式第4号（第7条関係）

福井市指令 第 号

団 体 名  
代表者住所  
代 表 者 名

地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金について審査を行い、福井市地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

福井市長



1. 交付金の額 円

2. 交付条件

- (1) 福井市補助金等交付規則第5条に規定する補助金等の交付条件を遵守すること。
- (2) 地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業完了報告書（様式第8号）及び地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業収支決算書（様式第9号）を市が指定する期日までに提出すること。
- (3) 決算金額が交付金額に満たない場合は第12条の規定に基づき差額を返金すること。
- (4) この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を第13条の規定に基づき補助事業が完了した日から5年間保存すること。

福井市長

あて

請求者 団 体 名

代表者住所

代表者名

（代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。）

地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金請求書

年 月 日付け福井市指令 第 号をもって交付決定のあった地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金を次のとおり請求します。

請求額 \_\_\_\_\_ 円

振 込 口 座	振込先金融機関名	
	口座の種類	普通 当座
	口座番号	No.
	フリガナ 口座名義	

添付書類 ・ 通帳の写し（口座番号及び口座名義人が確認できる箇所）

年 月 日

福井市長

あて

団 体 名

代表者住所

代 表 者 名

（代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。）

地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業（変更・中止）承認申請書

年 月 日付け福井市指令 第 号で交付決定を受けた地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金について、その事業を（変更・中止）したいので、福井市地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 （変更・中止）の内容

2 （変更・中止）の理由

3 事業の進捗状況

様式第7号（第9条関係）

福井市指令 第 号

団 体 名  
代表者住所  
代 表 者 名

地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業（変更・中止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業（変更・中止）承認申請書について審査を行い、福井市地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので、同項の規定により通知します。

記

審査結果

承認する (変更・中止) した内容

変更前の補助金の額	金	円
変更後の補助金の額	金	円

承認しない

年 月 日

福井市長



年 月 日

福井市長 あて

団 体 名

代表者住所

代 表 者 名

（代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。）

担 当 者 名

担当者連絡先

地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業完了報告書

年 月 日付け福井市指令 第 号で通知を受けた地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業が完了したので、福井市地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、完了報告書を提出します。

事 業 名	事 業 概 要 (事業内容、実施時期・箇所など詳細に記載)
①ごみ減量化や適正処理をすすめるための事業 ・ごみカレンダー作成（作成枚数、配布時期等） ・啓発活動（開催日時、場所、参加人数、内容）	
②地域の清掃美化を進めるための事業 ・公園・河川などの清掃 ・不法投棄処理等 ・花壇整備 ・その他清掃美化活動	
③自治会への支援 ・ごみステーション補修 ・不法投棄処理等 ・公園・河川などの清掃 ・その他清掃美化活動	各自治会が実施した事業内容を事業毎に詳しくお書きください（スペースが足りない場合は、別紙で添付してください）

添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 事業収支決算書（様式第9号）および経費の支出が確認できる書類（領収書等）
- (3) 実施した活動や事業の内容を記載した書類
- (4) 活動や事業の状況を記録した写真、購入備品の写真等
- (5) 「③自治会への支援」を実施した場合、当該自治会から下記書類を取り寄せて添付。  
・該当する活動や事業の内容を記載した書類と写真 ・経費の支出が確認できる書類（領収書等）

様式第9号（第10条関係）

年度地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金事業収支決算書

事業実施期間：           年    月～           年    月

地区名 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_

1. 収入（単位：円）

	金 額	内 訳
地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金		市からの協力金
自治会連合会		
合 計		

2. 支出（単位：円）

事業名	事業内容	地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金	自治会連合会	内訳（詳細にお書きください）
①ごみ減量化や適正処理をすすめるための事業	ごみカレンダー作成			
	啓発活動			
	その他			
②地域の清掃美化を進めるための事業	公園・河川などの清掃			
	不法投棄処理等			
	花壇整備			
	その他清掃美化活動			
③自治会への支援				
小 計				
合 計				

※収入の合計・支出の合計はそれぞれ一致すること

様式第10号（第11条関係）

福井市指令 第 号

団体名  
代表者住所  
代表者名

地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった完了報告書について審査を行い、福井市地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金交付要綱第11条の規定に基づき地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金の額の確定を行ったので、下記のとおり通知します。

記

交付決定額 金 円

交付確定額 金 円

差 額 金 円

年 月 日

福井市長



交付額確定後の注意事項

- (1) 決算金額が交付金額に満たない場合は第12条の規定に基づき差額を、市の納付書にて振り込むこと。
- (2) この協力金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を第13条の規定に基づき補助事業が完了した日から5年間整備保存すること。